

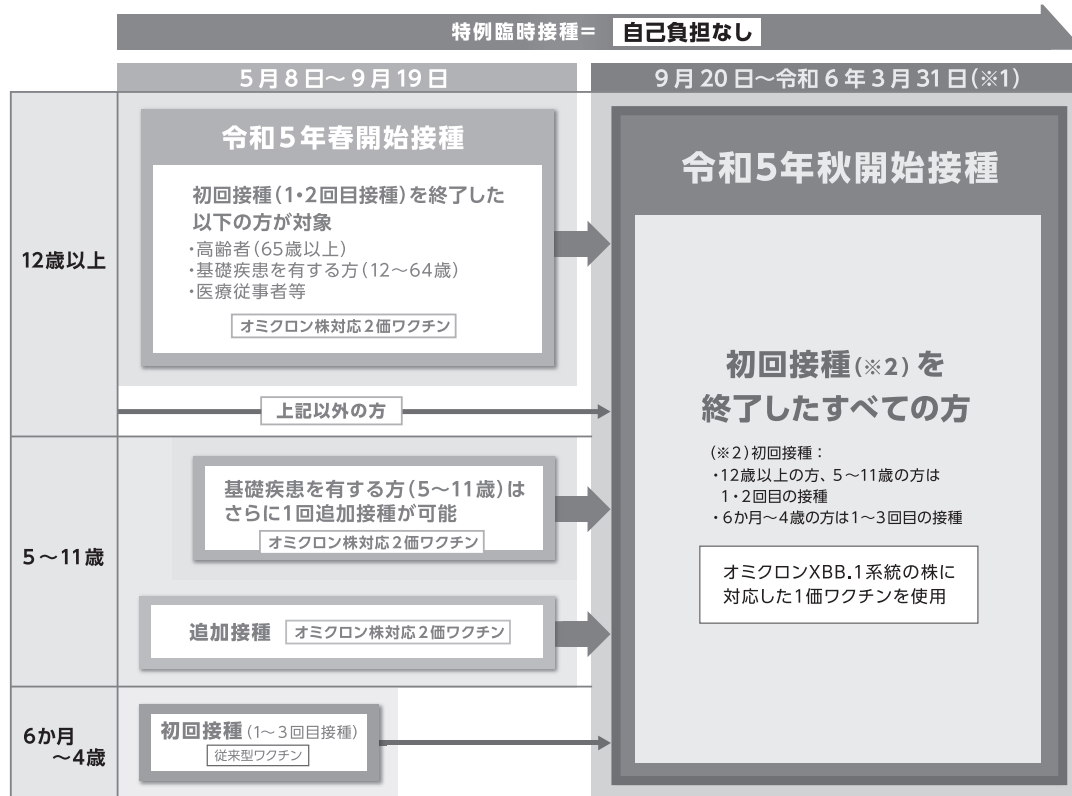


新型コロナウイルスワクチン接種情報

問地域医療推進課 予防接種推進室(保健センター)
 湖南省新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター
 ☎76・4770(平日 午前9時～午後5時) ☎72・1481

令和5年秋開始接種がはじまります

生後6か月以上のすべての人が対象となる秋開始接種が9月20日より始まります。
 春開始接種は9月19日で終了します。



(※1) 特例臨時接種の実施期間は令和6年3月31日までです。厚生労働省作成リーフレットより抜粋

■接種券の発送について

- ・令和5年5月8日～9月19日の期間に接種をした12歳以上の人

接種間隔を確認の上、9月初旬より順次発送します。

- ・上記に当てはまらない人

接種券の発行は申請制です。お手元に接種券がない人は右記QRコードより申請をしてください(電話・窓口での申請もできます)。



接種券発行申請
フォーム

※お手元に未使用の接種券がある場合はそちらをご使用いただけます。

※転入により湖南省に住民票を移してから1度も接種をしたことがない人も申請が必要です。

■接種会場 市内個別医療機関にて行います。実施医療機関は予約の際に予約システムまたはコールセンターにてご確認ください。

■接種間隔 前回の接種から3か月が経っている人(予定)

※接種間隔は8月17日時点の予定です。変更になった場合は市ホームページまたは広報10月号でお知らせします。

- 使用ワクチン
- 6か月～4歳: ファイザー社
 - 5歳～11歳: ファイザー社
 - 12歳以上: ファイザー社・モデルナ社

オミクロンXBB.1系統の株
 に対応した1価ワクチン



市ホームページ

湖南省商工業小規模企業者物価高騰対策支援金

問商工観光労政課〔共同福祉施設〕 ☎71・2332 FAX72・4820

9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



ウィズコロナの中、エネルギー価格の高騰や物価高騰の影響を受けながらも事業活動を継続する市内小規模商工業者を対象に支援金を交付します。

申請方法や申請書類など、詳しくは市ホームページでご確認ください。

■支援金の額 1事業者につき7万円 ※1事業者1回限り

■対象者 次の①～⑤すべてを満たす**商工業者**(製造・販売・サービスの提供といった経済活動を行う事業者。農業・林業・漁業のみを行う事業者は対象外。)

①申請日時点で常時使用する従業員数(会社全体の人数。本社・本店以外の支社や支店などの従業員も含む。)が下表を満たしていること。

業 種	常時使用する従業員の数
卸売業・小売業	5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

②令和5年4月1日時点において、湖南省内に本社または本店(個人事業主は湖南省に住民登録または主たる事業所)を有し、今後も引き続き事業を継続する意思があること。

③副業ではなく反復継続的に営利目的で商工業を営み、確定申告をしていること。

④市税の未納がないこと。

⑤他の公的制度で同様の助成・補助を受けていないこと。

■申請期間 9月1日(金)～10月31日(火) ■受付時間 午前9時～午後5時(平日)

■問い合わせおよび申請先

区 分	問い合わせおよび申請窓口
湖南省商工会員の事業者	湖南省商工会(☎72・0038 FAX72・5687)
湖南省商工会非会員の事業者	商工観光労政課(☎71・2332 FAX72・4820)



市ホームページ

生田市長の
よいとこ！
湖南



皆さんこんにちは。お元気ですか。
7月16日から4会場で行ったタウンミーティングが終了しました。市民の皆さんにとってもこのような形でのタウンミーティングは久しぶりでしたし、お互いに顔を見ながら意見を言えたことは良かったのではないかと思います。会場ではたくさん質問や意見をいただきました。またアンケートの回答もたくさんいただきました。それらもとりにまとめ次第公表させていただくとして、この場では私の感想をお伝えしようと思います。

今回のタウンミーティングのテーマは「湖南省版小規模多機能自治」。このような時代ですから、若いものも若きも将来に対する不安というものが少なからずあると思います。それは私も同じです。ですから受け止めないといけない厳しい現実と、その中で行政や地域ができること、しなければならぬ方向として湖南省版小規

模多機能自治の説明をさせていただきました。

行政も頑張りますが市民の皆さんにもちよつと協力して欲しいという気持ちもあります。でも、ものすごく無理していただきたいとは思っていません。そんなことはできないと思っています。特に高齢者と子どもに対する見守りと、災害が起きた時に地域から適切な情報をいただくことなどの協力を引き続きお願いしたい。このことが地域にお願いしたい1番の事だと思っています。

そしてタウンミーティングの中でも申し上げましたが、石部エリアにのみ(仮称)小規模多機能自治センターとなり得るまちづくりセンターが未だに無いため、多目的ホールや調理室を備えた石部まちづくりセンターを新しく建設することを前向きに進めて行きます。

市町村合併し湖南省になってもうすぐ20年。石部町や甲西町と言っていた時代は終わりました。子どもたちや孫たちに、良い時代やな、悪くないなというふうに言われるようにしたいという気持ちは皆さんと変わっていません。そのためにともに頑張っていきたいと思っていますのでよろしくお願いします。



令和6年度 学童保育所入所児童募集

問子ども政策課(石部保健センター) ☎76・4701 ☎77・7019

保護者の就労などの理由で放課後や長期休業中保育する人がいない児童を預かる、学童保育所の次年度の入所児童を募集します。書類配布や受付は各学童保育所で行います。

開所日・開所時間・申込などは学童保育所ごとに異なります。詳しくは各学童保育所までお問い合わせください。各学童保育所へのお問い合わせは、平日午後1時から午後6時の間にお願いします。

小学校区	学童保育所名 お問い合わせ先	書類配布	説明会	受付期間
石部	石部学童保育所 ☎77・5430	9月16日(土)～	9月16日(土)(2部制) 午後1時30分～ 午後2時30分～	9月16日(土)～ 10月20日(金)
石部南	石部南学童保育所 ☎77・4495	9月11日(月)～ 30日(土)	なし(決定後2月に個人面談)	9月11日(月)～ 30日(土)
三雲	三雲学童保育所 ☎60・4581	9月1日(金)～	なし (見学・質問などは随時受付)	9月1日(金)～ 29日(金)
	三楽キッズクラブ三雲 (令和6年4月開所) ☎080・3517・5618	9月1日(金)～	9月16日(土)(2部制) 午後1時30分、午後2時30分 場所:共同福祉施設(サンライ フ甲西)2階 視聴覚室	9月1日(金)～ 30日(土) 電話対応時間: 午前9時～午後6時
三雲東	三雲東学童保育所 ☎72・1930	11月1日(水)～	入所決定後 (1月下旬から2月上旬)	11月1日(水)～ 30日(木)
岩根	岩根学童保育所 ☎72・9034	10月16日(月)～ 31日(火)	入所決定後12月1日(金)	11月1日(水)～ 30日(木)
菩提寺	菩提寺学童保育所 ☎74・3851	9月5日(火)～	入所決定後(2月または3月)	9月6日(水)～ 20日(水)
菩提寺北	菩提寺北学童保育所 ☎74・3219	9月5日(火)～	入所決定後(2月または3月)	9月6日(水)～ 20日(水)
下田	下田学童保育所 ☎60・4580	9月25日(月)～ 11月22日(水)	入所決定後(2月中)	10月2日(月)～ 11月30日(木)
水戸	水戸学童保育所 ☎75・6343	9月2日(土)～ 29日(金)	9月2日(土)午後1時～	9月4日(月)～ 29日(金)
	しおん園学童保育所 ☎75・3725	10月2日(月)～ 27日(金)	11月6日(月)～10日(金)の いずれか 午後6時30分または午後7時 から	10月2日(月)～ 27日(金)

赤ちゃんの駅テントの貸出を始めました



問子ども政策課〔石部保健センター〕

☎76・4701 FAX77・7019

市内で開催されるイベントなどに、赤ちゃんの駅テントを無料で貸し出します。赤ちゃんの駅テントでは、授乳・おむつ替えを行っていただくことができます。

■貸出品

- ・赤ちゃんの駅テント 2セット
- ・おむつ交換台 2セット
- ・授乳用折り畳み椅子 2セット



令和6年度園児募集



問幼児施設課〔石部保健センター〕

☎76・4703 FAX77・7019

令和6年度幼稚園・こども園（1号認定児〔短時部〕）に入園を希望される人は、申込期間内に各施設に直接お申し込みください。なお、各施設によって申込期間が異なりますのでご注意ください。

保育園・こども園（2号3号認定児〔長時部〕）に入園を希望される人は、9月22日（金）までに必要書類を添えて問まで郵送でお申し込みください。

詳しくは広報こなん8月号または市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

新しい農業委員・農地利用最適化推進委員を紹介します



問農業委員会事務局〔東庁舎〕 ☎71・2362 FAX72・7964

市議会の同意を得て、新しい農業委員13人が市長から任命されました。また、農地利用最適化推進委員8人が農業委員会会長から委嘱されました。

農業委員会では農地転用等農地法に基づく業務をはじめ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への集積・集約化、新規就農者への支援活動など農地利用の最適化に関する活動を行っています。

今後活動いただく委員は次の皆さんです（任期は令和5年7月20日から3年間）。（敬称略）

会 長 上田 和子
職務代理者（副会長） 上西 一嗣

■農業委員（議席順）

- | | |
|--------|---------|
| 1 青木幸男 | 8 岡本文雄 |
| 2 芦田吉夫 | 9 中村由樹 |
| 3 森本洋司 | 10 上田和子 |
| 4 上西一嗣 | 11 高田 薫 |
| 5 山元一彦 | 12 樋口 宏 |
| 6 谷 利章 | 13 井上弘光 |
| 7 坂田清美 | |

■農地利用最適化推進委員（区域別）

- | | |
|-------------|--------------|
| 第1区（甲西中学校区） | 第3区（甲西北中学校区） |
| 山中清伸 | 深谷 博 |
| 西尾 孝 | 勝村耕作 |
| 第2区（石部中学校区） | 望月義治 |
| 山本規夫 | 第4区（日枝中学校区） |
| 竹内 勉 | 谷口三彦 |

市営住宅跡地を売却します(一般競争入札)



問住宅課(東庁舎) ☎71・2349 ☎72・7964

市は次の市有地を一般競争入札において売却します。

■所在地・地目・面積・予定価格(最低売却価格)

物件番号	物件所在地	地目等	面積	予定価格
1	湖南省石部南四丁目25番1	雑種地	1,273㎡	35,900,000円
2	湖南省石部南四丁目956番1	雑種地	1,445㎡	40,800,000円

■売払実施案内書配布期間 9月1日(金)から10月31日(火)まで

■配布場所 都市建設部住宅課(東庁舎2階) ※市ホームページからもダウンロードできます

■申込受付期間 9月1日(金)から10月31日(火)まで(必着)

(土曜日、日曜日および祝日を除く)午前8時30分から午後5時15分まで

■受付場所 都市建設部住宅課(東庁舎2階)

■入札日時

物件番号	入札日時
1	12月5日(火) 午後2時
2	12月5日(火) 午後3時



市ホームページ

9月10日から16日は 自殺予防週間です



問健康政策課(保健センター)

☎72・4008 ☎72・1481

自殺対策を推進するため、国では9月10日の世界自殺予防デーにちなみ、毎年9月10日から16日までの一週間を自殺予防週間としています。

ひとりで考えるより、よりよい問題解決の糸口が見つかることがあります。ひとりで抱え込まず、問まで相談してください。

こころと身体の健康相談

健康・栄養に関する心配ごと、病気のことなど保健師・管理栄養士が相談に応じます。

■日時 月曜日～金曜日(祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分

駅前自転車駐車場の申込み・ 更新手続き方法の変更について



問都市政策課(東庁舎) ☎71・2336 ☎72・7964

10月1日より、甲西駅・三雲駅南北自転車駐車場の定期利用申込みが現地窓口での申請からWEBで簡単に申込みができるようになります。お支払い方法についても、キャッシュレス決済を選んでいただけるようになります。定期利用期間中の利用者の皆さんは切り替え手続きが必要です。申込時に記入いただいた宛先に手続案内を送付しますのでご確認ください。詳しくは、現地掲示のポスターまたは下記の利用案内ページからご確認ください。



公益財団法人自転車駐車場整備センター
CYP5利用案内ページ

交通事故などで保険診療を受けた場合は30日以内に届出を！

3 すべての人に健康と福祉を



☎保険年金課(東庁舎) ☎71・2324 FAX72・2460

滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077・522・3013

交通事故など第三者(加害者)の行為によって受けたケガや病気などの医療費は、本来加害者が負担することが原則ですが、届出により国民健康保険または後期高齢者医療で保険診療を受けることができます。

この場合、国民健康保険または滋賀県後期高齢者医療広域連合で一時的に治療費を立替え、後日加害者に請求します。警察に届けると同時に保険年金課へ届出をしてください。届出に必要な書類については問い合わせてください。

また、医療機関を受診する際には、必ず「第三者行為によるものであること」を伝えてください。

【第三者行為の例】

- 交通事故(自転車の事故も含む)
- 暴力行為によるケガ
- 他人の飼い犬にかまれた
- 他人から提供された食事で食中毒にあったなど

※30日を過ぎて届出された場合、窓口担当者より理由を伺います。

※加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、保険診療による治療を受けられなくなる場合があります。また被害者自身が思いがけない負担を負うおそれがありますので、示談をする前にお早めに☎へ相談してください。

※勤務中や通勤途中での事故や不法行為(飲酒運転など)による事故は対象外です。

日曜日に乳がん検診を受けよう！ ～ジャパン・マンモグラフィー・サンデー～

3 すべての人に健康と福祉を



☎地方独立行政法人公立甲賀病院(健診センター)

☎65・1612 FAX65・1640

■日時 10月15日(日) ※要予約

午前の部 10時、10時30分、11時、11時30分

午後の部 1時、1時30分、2時、2時30分

■場所 地方独立行政法人 公立甲賀病院

■料金

・マンモグラフィー検査 6,050円

・トモシンセシス撮影(オプション) 3,850円

※乳がん検診受診券も使用可。

※対象など詳しくは☎のホームページを確認してください。



※しこりなど異常を感じ ウェブ予約はこちらから
ている場合や医療機関で経過観察中の人は対象外です。

■申込締切 10月6日(金)午後5時

※予約はQRコードまたは電話で☎へ。

自分のために子宮頸がん 検診を受けましょう！！

3 すべての人に健康と福祉を

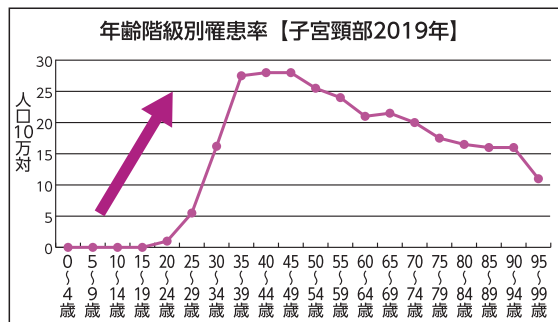


☎健康政策課(保健センター) ☎72・4008 FAX72・1481

「まだがん検診は関係ない」と思っていないですか。子宮頸がんは、20～30歳代がかかりやすいがんです。早期のうちに発見・治療すれば90%以上が治癒します。しかし、早期の段階では自覚症状が無いため検診を受けないとがんは見つかりません。どうぞご検討ください。

■対象 20歳以上の西暦偶数年生まれの女性
今年度より20歳～42歳までの人は受診料が無料になります。

※詳しくは保健センターだよりをご覧ください。



(国立がん研究センター 2019年データより)

9月21日は『世界アルツハイマーデー』です ～認知症へ正しい理解を～

3 すべての人に
健康と福祉を



☎高齡福祉課〔保健センター〕 ☎71・4652 ☎72・1481

認知症とはなんらかの原因によって脳に障がいがおこり、認知機能（記憶力や判断力など）が低下して、生活をする上で支障をきたしている状態のことを言います。団塊の世代が75歳以上になる令和7年（2025年）には認知症の人の数は全国で約700万人、65歳以上高齢者の約5人に1人に達すると見込まれています。

「認知症になってから希望と尊厳をもって暮らし続けることができ、よりよく生きていける社会を創りだしていくこと」を目的に活動している一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ（JDWG）は、2018年11月1日に「認知症とともに生きる希望宣言」を表明しました。

「認知症とともに生きる希望宣言」一足先に認知症になった私たちからすべての人たちへ

1. 自分自身がとらわれている常識の殻を破り、前を向いて生きていきます。
2. 自分の力を活かして、大切にしたい暮らしを続け、社会の一員として、楽しみながらチャレンジしていきます。
3. 私たち本人同士が、出会い、つながり、生きる力をわき立たせ、元気に暮らしていきます。
4. 自分の思いや希望を伝えながら、味方になってくれる人たちを、身近なまちで見つけ、一緒に歩んでいきます。
5. 認知症とともに生きている体験や工夫を活かし、暮らしやすいわがまちを、一緒につくっていきます。

みなさんは認知症になると「何もできなくなる」「何もわからなくなる」といったイメージはありませんか？認知症になっても、できること、わかることはたくさんあります。

『認知症の人の本人ミーティング』

市では、認知症とともに暮らす人同士で集まる「本人ミーティング」を開催しています。無理にお話していただくのではなく、話したい人が話したいように語っていただける場です。認知症のある人だけでなく、家族や支援者にも参加していただき、同じような思いを持った人同士で繋がりませんか。

■対象 湖南市民で、認知症と診断を受けた人もしくは認知症の疑いがある人で、同じ立場の人と話がしたい人（家族の同席も可）

■日時 10月8日（日） 正午～午後2時

■場所 保健センター（夏見）

■内容 お昼ごはんを食べながら一緒に交流しましょう

■参加費 1,000円（昼食代）

■申込方法 電話またはFAXで下記へ
社会福祉法人近江ちいろば会中央
デイサービスセンターしんあい

☎・FAX 72・6889

『認知症を理解しよう』

DVD鑑賞会を開催します

認知症に関するDVD「ここから歩き始める」の視聴を次の日時で行います。ぜひ参加してください（高齡福祉課へ要申込）。

■日時 9月12日（火） 午前10時～10時45分

■場所 菩提寺コミュニティセンター

■定員 30人

■日時 9月21日（木） 午前10時～10時45分

■場所 いしべ交流センター

■定員 30人



認知症に関する相談は地域包括支援センターまで

3 すべての人に
健康と福祉を



問高齢福祉課〔保健センター〕 ☎71・4652 ☎72・1481

認知症や認知症の疑いがある人、そのご家族で心配事や困りごとがある場合は、お住まいの地域の地域包括支援センターへご相談ください。

お住まいの中学校区	相 談 窓 口	連 絡 先
甲西中学校区	地域包括支援センター甲西支所 (特別養護老人ホーム美松苑内)	☎72・8501 ☎72・8502
石部中学校区	地域包括支援センター石部支所 (石部診療所内)	☎76・4102 ☎76・4108
甲西北中学校区	地域包括支援センター甲西北支所 (生田病院内)	☎69・5104 ☎69・5108
日枝中学校区	地域包括支援センター日枝支所 (小規模特別養護老人ホーム百伝の社内)	☎76・3226 ☎76・3227
全域	地域包括支援センター本所 (保健センター内)	☎71・4652 ☎72・1481

事前予約制

スマートフォン教室・相談会を開催します

11 住み続けられる
まちづくりを



問行政財政改革推進課 ICT推進室〔東庁舎〕 ☎71・2350 ☎72・3390

日 程	午前11時～正午	午後0時30分～ 1時30分	午後2時30分～ 3時30分	午後4時～ 4時45分
9月4日(月)・11日(月)・ 25日(月)	入門編	基礎編	応用編	個別相談

■場所 市役所東庁舎 正面玄関前

■予約連絡先 0800・111・9442(電話の際に湖南市スマホ教室とお伝えください)

※講座の日時によりアンドロイド端末とiPhone端末を使用する日程が異なります。

詳しくは予約時にお問い合わせください。

問い合わせ番号	日 程	場 所	時 間
5011	10月2日(月)	三雲コミュニティセンター	①午前9時30分～10時30分 ②午前11時～正午 ③午後2時～3時 ④午後3時30分～4時30分
5012	10月3日(火)	水戸コミュニティセンター	
	10月4日(水)	石部南まちづくりセンター	
	10月5日(木)	石部まちづくりセンター	
	10月6日(金)	菩提寺まちづくりセンター	
5011	10月10日(火)	石部コミュニティセンター	

■内容 電源の入れ方、アプリのインストール方法、地図アプリの利用方法、公共施設予約システムの利用方法、スマートフォンの使い方に関する相談など

■予約連絡先 0120・121・525(電話の際に問い合わせ番号をお伝えください)

※講座の日時により内容・開催場所が異なります。詳しくは予約時にお問い合わせください。

第23回柑子袋まちづくり センターゆめまつり



問ゆめまつり実行委員会

☎71・2560 FAX71・2561

■内容・開催日

展示会：9月23日(土・祝)～27日(水)

子どもコーナー：9月24日(日)

ステージ発表：10月15日(日)

■時間 午前10時～午後3時

竹灯籠体験教室

■日時 9月23日(土・祝)・30日(土)

午前10時～午後4時

■定員 各日10人(先着順)

■参加費 1,200円/回

■申込 竹工房「川部の郷」渡辺俊夫さん

☎090・3728・5877まで

場所はいずれも柑子袋まちづくりセンターです。



令和5年住宅・土地統計 調査を実施します！



問地域創生推進課(東庁舎)

☎71・2316 FAX72・2000

総務省統計局において10月1日を基準日とし「令和5年住宅・土地統計調査」を全国一斉に実施します。この調査は全国の約340万世帯・世帯を調査対象とし、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としています。

湖南市では抽出された約2,100世帯が対象となっており、県知事より任命された調査員が9月上旬に世帯を把握するための準備調査を行います。その後実地調査の対象世帯を抽出し、9月下旬から10月上旬にかけて、対象となった世帯を訪問し調査票の記入依頼を行いますので、ご協力をお願いします。

■調査対象者 抽出された約2,100世帯

■調査実施期間 9月上旬～10月上旬ごろ

■回答方法 インターネット回答・郵送回答・調査員による訪問回収

※対象にならなかった世帯には調査書類は配布されません

令和5年度宝くじコミュニティ助成事業



問地域創生推進課(東庁舎) ☎71・2315 FAX72・2000

(財)自治総合センターは、宝くじの普及・広報を目的として宝くじの収益金を財源とするコミュニティ活動への助成を行っています。

このたび、一般コミュニティ助成事業の助成を受け、夏見区では85型4K液晶テレビなど、イワタニランド区では空気清浄機など、三雲区ではエンジン草刈機などを購入・設置しました。備品整備を通じて、コミュニティ活動のさらなる充実・強化につなげます。



▲夏見区



▲イワタニランド区



▲三雲区

9月1日～10日は 屋外広告物適正化旬間



問都市政策課(東庁舎) ☎71・2348 FAX72・7964

市内で一定規模以上の屋外広告物を掲出するには許可が必要となっています。条例に違反しているはり紙や広告旗・立て看板などは、予告なく市が撤去する場合があります。

屋外広告物は落下事故など、公衆に危害を及ぼすおそれがありますので、日頃から安全点検・安全性向上に努めましょう。

期間中はエリアを絞って重点的にパトロールし、違反広告物に対しては指導を行います。詳しくは問までお問い合わせください。



9月10日は下水道の日です



問上下水道課(東庁舎別棟)

☎71・2338 FAX72・2332

●公共下水道へ接続してください

公共下水道が使えるようになった区域では、雑排水は6か月以内、くみ取り便所は3年以内に下水道接続することが義務づけられています。家庭や事業所から排出される汚水をきれいにして自然に返すため、公共下水道へ接続しましょう。

下水道が使えるようになった後、水洗便所に改造する人は、工事費に応じて融資が受けられます(付帯工事費は含まれません)。金融機関から受ける資金融資返済のうち、利子分を市が負担します。詳しくは問へお問い合わせください。

●宅内枳を掃除していますか

主に台所からの排水を受ける宅内枳(防臭枳)は、固形物や油分が堆積し排水管が詰まりやすくなります。日頃から清掃するようにしてください。

●絶対に流さないで!!

水に溶けない紙・オムツ・布製品などを流すと下水道本管が詰まります。絶対に流さないでください。

飼い主のいない猫を増やさないために



問環境政策課(東庁舎) ☎71・2326 FAX72・2201

猫は「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下動物愛護法)により愛護動物に定められています。しかし、飼い主のいない野良猫の糞や鳴き声に悩まされている地域住民もたくさんいらっしゃいます。

野良猫を増やさないために、一人ひとりができることを考えましょう。

●放し飼いをしない

猫の飼い主は、屋内での適正な飼育を心がけてください。不妊・去勢手術で繁殖制限しましょう。

飼育が困難になった場合は飼育可能な人を探すなどして、適切な対応をしてください。

●野良猫を見かけたら

野良猫を見かけてもむやみにエサを与えないでください。餌付けによって野良猫が住み着くことで、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼす可能性があります。やむを得ずエサを与えている場合は不妊・去勢手術の実施やトイレの設置を検討してください。

また、野良猫に困っていても傷つけたり他の場所に移動させたりしてはいけません。猫に対する虐待・遺棄は動物愛護法により禁止されています。殺傷はもちろん、外傷を与えるおそれのある暴行や衰弱させるおそれのある不適正な飼育も虐待にあたるほか、野良猫を別の場所に移動させることは遺棄にあたりますのでやめましょう。

●野良猫でお困りの場合は

滋賀県では地域で野良猫対策をしていただくため、地域猫活動に係る補助と助言を行っています。猫の被害にお困りの人や地域猫活動に興味がある人は、動物保護管理センター(☎75・1911)にご相談ください。



9月21日(木)～30日(土)は秋の全国交通安全運動

問 危機管理・防災課〔東庁舎〕 ☎ 71・2311 FAX 72・2000



期間中は次の重点項目に留意し、より一層の交通安全を心がけましょう。

子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

令和5年に入ってから県内では歩行者の事故が大幅に増えています。歩行者が道路を横断するときは、近くの横断歩道を利用して信号の遵守や左右の安全確認など、交通ルールを守りましょう。

ドライバーは子どもや高齢者を見かけたらスピードを落としてその行動に十分注意し、思いやりとゆずり合いの気持ちを持って運転しましょう。

夕暮れ時と夜間の交通事故防止および飲酒運転等の根絶

夕暮れ時や夜間は、歩行者や自転車などの発見が遅れ、交通事故が増加する傾向にあります。早めのライト点灯を心がけ、制限速度を守るとはもちろんのこと、道路や周囲の状況に応じた速度で運転しましょう。

また、依然として飲酒運転が後を絶ちません。その代償は大きく、取り返しのつかない結果となります。家庭・職場・地域全体で飲酒運転を「しない・させない・許さない」環境づくりに努めましょう。

自転車などのヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

令和5年の県内における自転車事故は前年に比べて増加しています。「自転車も車の仲間」です。交通ルール・マナーを遵守して運転しましょう。

令和5年4月1日からすべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。自転車事故で亡くなられた人の多くは頭部に致命傷を負っていることから、ヘルメットを着用しましょう。

横断歩道利用者ファースト運動の推進

横断歩道は歩行者優先です。信号機のない横断歩道の手前には「横断歩道あり」の道路標識や路面標示(ダイヤモンド)が設置されています。歩行者や自転車が横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止し道を譲りましょう。

歩行者は手を挙げるなど横断する意思表示をし、左右の安全確認をして車が停止してから横断しましょう。

消費者
悩みの相談室

中古自動車の売却トラブルに注意！
～即決はやめましょう～

インターネットの一括査定サイトで中古車の査定依頼をしたところ、1社が自宅へ査定に来た。「事故車なので15万だが、今すぐ引き渡せば25万で買い取る」と強引に契約させられ車を持っていかれた。

車の売却はクーリング・オフの対象外です。契約後は原則として契約書の内容に従うこととなります。契約前に契約書をよく確認することが大切です。特にキャンセル料の金額や発生時期の確認は重要です。契約書に記載されているキャンセル料であっても、契約からキャンセルまでの時間が短い場合や著しく高く設定されている場合など、無効となる可能性もあります。

困ったときは、車買取業界に精通した一般社団法人日本自動車購入協会(JPUC)消費者相談室(☎0120・93・4595)にご相談ください。

(参考：国民生活センター)

査定時には売却する車に修復歴や事故歴があると知っていた場合は、必ず業者へ伝えましょう。修復歴や事故歴を事前に適切に伝えていた場合、契約後の修復歴などを理由とした契約の解除や減額に応じる必要はありません。

問 消費生活センター〔東庁舎〕

☎ 71・2360
FAX 72・3788